

# 令和2年度機動調査に係るフォローアップ調査の結果 【京都大学】

令和4年3月23日  
公的研究費の適正な管理に関する有識者会議

## 1. 目的等

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定）（以下「ガイドライン」という。）第7節に定めるフォローアップ調査は、履行状況調査又は機動調査を行った年度の翌年度に、履行状況調査又は機動調査の結果、管理条件を付与された機関を対象として、当該機関の管理条件（改善事項）の履行状況を把握することを目的として実施するものである。

フォローアップ調査は、ガイドライン及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」の第7節に定める調査及び措置に関する要項のほか、令和2年度機動調査に係るフォローアップ調査の実施方針に基づき実施した。

## 2. 調査対象・内容等

### [調査対象]

○令和2年度機動調査の結果、管理条件を付与された京都大学

### [調査内容]

○機関に付与した管理条件（改善事項）の履行状況について確認した。

### [調査体制・方法]

○「公的研究費の適正な管理に関する有識者会議」において、所要の調査審議を実施した。

○機関が提出する調査報告書等に基づき、「書面調査」及び「面接調査」を実施した。

## 3. 調査経過

令和3年3月26日	有識者会議	フォローアップ調査の実施方針の審議・決定 管理条件の付与・文部科学省による進捗状況のフォロー開始
令和3年4月28日	京都大学	履行計画の提出
令和3年6月25日	京都大学	進捗状況報告1回目
令和3年7月8日	有識者会議	現地調査 1回目
令和3年9月24日	京都大学	進捗状況報告2回目
令和3年12月24日	京都大学	進捗状況報告3回目
令和4年1月26日	有識者会議	現地調査 2回目
令和4年3月18日	京都大学	最終報告の提出

この他に、文部科学省への定例報告を月1回実施

#### 4. 調査結果の総合所見

- 令和2年度機動調査結果に基づくフォローアップ調査において、京都大学に対し、「不正発生要因の分析・評価とリスクマネジメント」、「不正を起こさせない組織風土の形成」、「組織的牽制機能の充実」を改善事項とし、その履行期限を令和4年3月25日とする管理条件（改善事項）を付与した。
- 本フォローアップ調査においては、文部科学省に対し提出された履行計画に沿って四半期ごとに進捗状況報告の提出を求め、書面調査を実施し、履行計画提出後および不正防止計画提出後に現地調査を実施し、有識者会議の意見も踏まえた上で改善事項が履行されていることを把握した。
- したがって、京都大学に付与した管理条件（改善事項）を解除し、フォローアップ調査を終了することとする。
- 詳細な調査結果は別紙のとおり。

#### 5. 今後の取組

- 調査の結果は、当該機関に通知するとともに、文部科学省ホームページで公表する。

## 令和2年度機動調査に係るフォローアップ調査結果

機 関 名	京都大学
-------	------

## 【総合所見】

本フォローアップ調査においては、文部科学省に対し提出された履行計画に沿って適切に履行に取り組み、改善事項について履行されていることを把握した。

したがって、付与した管理条件を解除し、フォローアップ調査を終了することとする。

今後も、不正防止対策実施本部の各種取り組みを確実に継続することにより、「不正を起こさせない組織風土の形成」のため「教職員の意識改革」を進めることが求められる。

## 【機関に付与した管理条件】

改善事項：

○ 令和2年8月まで実施状況を報告してきた不正事案に対する再発防止策を含め、次の事項を確実に実施すること。

- ・ 京都大学において繰り返し不正が発生している要因を分析・評価し、リスクマネジメントを行うとともに、本部、部局の果たす役割を明確化して不正防止計画に反映すること。
- ・ 不正を起こさせない組織風土を形成するため、コンプライアンス教育及び啓発活動を体系的に評価・整理し、教職員の意識改革に資する実効性のある取組として実施すること。
- ・ 最高管理責任者は内部監査部門及び監事との連携を強化して、組織的牽制機能の充実に取り組むこと。
- ・ 再発防止策には、具体的な指標を設け取り組むこと。

履行期限：令和4年3月25日

## 【管理条件（改善事項）に係る実施状況】

- ・ 京都大学において繰り返し不正が発生している要因を分析・評価し、リスクマネジメントを行うとともに、本部、部局の果たす役割を明確化して不正防止計画に反映すること。

(体制強化)

研究費不正防止対策の全学的な徹底を図るため、総長を本部長とする不正防止実施本部を設置し、その下に、不正防止推進室を設置し、本部長が指名する理事、教員、事務職員、公認会計士、弁護士等をもって構成員として、実施本部を運営する体制が構築した。

(要因の再分析・評価とそれに基づくリスクマネジメント)

不正が繰り返された要因についての的確に分析・評価を行うため、教職員の研究費に対する公正意識に関するアンケート調査の内容・方法を監査法人等の外部専門家からの指導・助言を受け、多角的な視点から、潜在的なリスクや組織風土の可視化を図った。また、アンケートの調査・分析および過去の不正事案の要因分析等を踏まえ、本部と部局の役割と責任を明確化した不正防止計画を策定した。

(改定された不正防止計画の着実な実施)

研究公正担当理事は、全52部局に出向く「全部局キャラバン」を実施し、不正防止計画と再発防止策が適切に実施されているか部局長と意見交換を行い、把握した課題を不正防止推進室に報告した。

部局において改訂された不正防止計画を確実に実施し、その状況を事業年度ごとに報告、その検証結果を踏まえ、必要な見直しを行う不正防止計画のPDCAサイクルを回していく体制を整備した。

- ・ 不正を起こさせない組織風土を形成するため、コンプライアンス教育及び啓発活動を体系的に評価・整理し、教職員の意識改革に資する実効性のある取組として実施すること。

(現在実施中のコンプライアンス教育及び教員研修の内容・方法の評価・整理、改定された各種研修の確実な実施)

監査法人等の外部の専門家の助言・指導を受けて e-Learning 研修の理解度チェック結果や不正防止部署との関連性の分析を行い、より実効性を高める取り組みを検討している。また、全部局キャラバンについて、部局長を対象としたアンケート調査結果の分析、不正要因の分析・評価及びリスクマネジメントの検討結果を踏まえ、研修内容の見直しを実施した。

(規程遵守の誓約書に基づく予算執行の厳格化)

統括管理責任者は、部局管理責任者に対し「年度単位及び経費単位」の誓約書を求め、提出がない教職員には、予算執行させないように厳格に対処する指示を行った。

(不正事案に対するサンクションの強化)

不正もしくは不適切な事案が発生した場合の懲戒処分の厳格化についての運用を見直し、部局に対するけん制を強化するため、不正が発生した部局に対する間接経費配分ルールの見直しを行った。

(事務の電子化等による不正防止に向けた実効性のある取り組み)

更なる不正防止の強化と事務の合理化に向けた事務の電子化を重点的に検討し、大学運営に適した旅費手続き及び物品購入手続きの電子化について基本方針をまとめた。

・最高管理責任者は内部監査部門及び監事との連携を強化して、組織的牽制機能の充実に取り組むこと。

(最高管理責任者と内部管理部門、監事との連携強化)

最高管理責任者は、監事から毎月1回、管理上の課題について報告を受け意見交換を実施している。

監事は、関係部署と監査法人との連携を強化しながら、監査業務の強化を図るため、法務・コンプライアンス担当副学長、監査担当理事、公正調査監査室長との意見公開を月1回開催し、大学全体の情報を共有するだけでなく、監査担当理事、関係理事、監査法人で組織する連絡協議会を組織、開催し、年3回、全学の公的研究費の適正化に係る課題への対応について緊密な連携体制を保持している。

監査担当理事・監事は、それぞれ監査等において問題点を発見した場合は、直接最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は、実施本部において問題点の存在と対応策を指示し、全学的に問題が解決されるように取り組む体制を整えた。

(内部監査部門のけん制機能の強化)

内部監査の専門性を強化するため監査の専門知識・経験を有する人材を公正調査監査室員として登用するとともに、監査法人との連携を強化し、内部監査の実施計画を作成、実施し、その結果を直接最高管理責任者及び監事に報告する体制を整えた。監査の実施計画については、監事から助言をもらう体制を整え実施している。また、部局における不正防止計画に対する取組、不正防止推進室における不正防止計画の推進状況及び検証結果について毎年度監査を行い、その結果を直接最高管理責任者に報告することとした。

・再発防止策には、具体的な指標を設け取り組むこと。

(ガバナンスの強化)

令和2年10月、新たに研究公正担当理事・副学長を配置し、不正防止実施本部の設置により全学の不正防止対策取り組みに対するフォローアップを実施する体制を構築した。

(研究費不正に対する意識改革及びコンプライアンス教育の充実)

部局における各種コンプライアンス教育的確な実施を推進するために新任部局長等研修を実施した。不正防止計画の改定及びこれまでに起こった不正事案を踏まえた研究費使用ハンドブックおよびe-Learning研修の改定を行い、ハンドブックの周知徹底と研修の実施の徹底を図っている。

(不正を起こしにくい環境の構築)

交通費の証憑に基づく実費清算制を導入し制度の徹底を図る。学生に対する業務依頼を「謝金」から労働条件通知書が交付される「雇用契約」へ移行の徹底を図っている。

(監査・モニタリング体制の強化)

令和2年4月に監査担当事務室を改組し、公正調査監査室を設置し、内部監査体制の強化及び調査の透明性と合理化を図った。

霊長類研究所において、経理責任者を霊長類研究所事務長から北部構内事務部長とすることで経理事務体制を強化した。

これまでに不正が発覚した部局に対する重点モニタリングの実施として、過去の不正事案の対策を盛り込んだ会計ルールの適正な執行に関する通知を行い、内部監査において抽出した教職員等への面談や取引業者との偏り調査などを実施した。